

様式第 3 号(第 9 条関係)

会 議 結 果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	令和 5 (2023) 年度みよし市地域福祉計画審議会		
開 催 日 時	令和 6 (2024) 年 3 月 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで		
開 催 場 所	市役所 3 階 研修室 4、5		
出 席 者	(会長) 浅野 俊夫 (学識経験者) (委員) 久野 文仁 (民生児童委員代表)、翠 健一郎 (医療関係者)、久野 知英 (福祉団体推薦者)、熊谷 かの子 (福祉団体推薦者)、中村 範親 (福祉団体推薦者)、小野田 朗 (福祉団体推薦者)、前澤 晏 (福祉団体推薦者)、畑中 丈彦 (教育関係者)、渡邊 祥子 (教育関係者)、金田 光 (行政機関代表)		
次 回 開 催 予 定 日	未定		
問 合 せ 先	福祉部 福祉課 担当者 清水、横井 電 話 0 5 6 1－3 2－8 0 1 0 (直通) ファクシミリ 0 5 6 1－3 4－3 3 8 8 e-mail fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	議事録全文	要約した理由	
審 議 経 過	別紙のとおり		

令和 5 (2023) 年度みよし市地域福祉計画審議会 会議録

日 時 令和 6 (2024) 年 3 月 4 日 (月)

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで

場 所 市役所 3 階 研修会 4、5

1 あいさつ

福祉部次長兼課長	本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより、令和 5 年度みよし市地域福祉計画審議会を開催いたします。 開会にあたりまして礼の交換をしたいと存じますので恐れ入りますがご起立をお願いいたします。 礼。 【一同、礼】 ご着席ください。 本日の会議でございますが、みよし市ボランティア連絡協議会の坊農委員、いきいきクラブみよし連合会の石川委員、小中学校長代表の西條委員、愛知県衣浦東部保健所の杉原委員からご欠席との連絡を受けております。 また翠委員からは少々字遅れる旨ご連絡をちょうだいしております。 本日の会議でございますが、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、公開の会議とされておりますのでご承知おきください。 それでは初めに浅野会長からごあいさつをちょうだいしたいと思います。お願いいたします。
浅野会長	愛知大学、名誉教授の浅野でございます。 皆さんお忙しい中審議会に出席していただきありがとうございます。 今回は、地域福祉計画の進行状況の確認として、その運用や修正すべき点等に関して意見を伺うということが、この審議会の目的でありますので、よろしくご協力をお願いいたします。
福祉部次長兼課長	ありがとうございました。

2 議題

(1) 第 4 期みよし市地域福祉計画の進捗状況について

福祉部次長兼課長	それでは、議事に移らせていただきます。 みよし市地域福祉計画審議会要綱第 5 条第 1 項により、会長が議長をつとめることになっておりますので、会議の取り回しについて、浅野会長にお願いしたいと思います。 浅野会長よろしくお願いします。
浅野会長	それでは議題に入る前に、会議の成立の報告をします。 本日の出席委員は 11 名で、審議会定数の 2 分の 1 以上の出席であり、要項第 5 条第 2 項の規定により、本会議は成立しておりますのでご報告いたします。 なお、委員の皆さまのご都合がございますので、午後 3 時までに会議を終了した

	いと考えております。 委員の皆さまのご協力をお願いします。 それでは、議題「第4期みよし市地域福祉計画の進捗状況」について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	福祉課の清水です。よろしくお願いします。座って説明をさせていただきます。 「第4期みよし市地域福祉計画」の概要について、ご説明させていただきます。 こちらの冊子をご覧ください。49ページから、計画の基本的な考え方が載っています。 この計画は、社会福祉法に基づく、市町村地域福祉計画として策定されたもので、令和3年度から令和8年度までの6年計画です。前の計画の第3期計画を、令和2年度に見直し、策定いたしました。委員のみなさんでも、半数の方がその策定に関わっていただきました。 この計画の基本理念は、「地域住民がお互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」です。 これまでも、地域住民が個人として尊重され、安心して暮らせる地域社会を目指し、地域を構成するさまざまな人たちが、地域福祉を推進してきました。 その間、少子高齢化の進行、高齢の単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化、多様な価値観やライフスタイルの広がりなどにより、市に寄せられる個別ケースの課題がより複雑化し、複合的な課題を抱える世帯が増えてきています。 本市は、市役所内に福祉総合相談センターを、中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、また、くらし・はたらく相談センターを拠点に、障がい者の相談支援、生活困窮者の支援を行っており、市民が助けを求めることができる環境づくりを進めていますが、複雑で多様化するニーズに対応するためには、公的サービスのみではなく、地域住民を含めた、インフォーマルな支援体制の構築が求められています。 このことから、第4期計画では、地域住民同士が支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現を目指します。 計画は、4本の基本目標を掲げ、19の施策の方向性、50の具体的な取り組みを設けています。 基本目標と、6年後の令和8年度にむけて伸ばしていきたい成果目標をお伝えします。 基本目標1 「地域住民がともに助け合い支え合う環境・関係づくり」です。 市民の、地域福祉への関心を高める取り組みを推進することによって、公益活動への参加者を伸ばします。 基本目標2 「誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくり」です。 児童、障がい、高齢者各分野における相談支援体制を整備し、福祉ネットワークの強化を図ることにより、市民が、ある程度、満足できる福祉サービスを受けていると感じてもらえるようにします。 基本目標3 「地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくり」です。 小学校、中学校で子どもたちに福祉実践教室を実施したり、大人には地域福祉を担うための、関係講座を開催するなど、福祉に興味を持つ人の確保に取組み、さまざまな地域課題に市民と行政がともに協力していこうと、考えてもらえるようにします。 基本目標4 「地域福祉の推進にむけた仕組みづくり」です。 包括的な相談支援体制を整備し、多機関のさまざまな専門職で協力して、問題に対応したり、成年後見制度や再犯防止に取り組むなどして、毎日のくらしで感じる不安を少しでも軽減できるようにします。 第4期地域福祉計画の概要については以上です。
浅野会長	ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございましたら、挙手のうえ発言をお

	願います。 ご質問等はございませんか。 ないようですので、進捗状況のチェックに入りたいと思います。 それでは令和４年度の進捗状況としてまず基本目標１と２の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、第４期みよし市地域福祉計画の進捗状況についてご説明させていただきます。資料１をご覧ください。 この表には、基本目標ごとに設定された、具体的な取り組みの５０項目が載っています。表の左側からそれぞれ、事業の内容、計画策定時である令和２年度の状況、計画中の目標値、令和４年度に実施した内容とその進捗状況についての評価、この自己評価で、取り組み縮小から未実施と回答したものについては、その理由を記載しています。なお、今後の考え方については、参考までに載せていまして、令和５年度の実績報告については、来年度の審議会で正式にご報告させていただきます。 まずは基本目標１の進捗を報告させていただきます。資料の１ページ、２ページとなります。 ここでは市民に様々なかたちで、市民同士のつながりも持っていただくという取組と、そこに、防災の観点や、ボランティアの観点を含めた取組を記載しています。 整理番号１、地域福祉に関する学習機会の提供について、令和４年度は、産業フェスタにおいて、福祉団体（民生児童委員、保護司）の活動の啓発を行いました。福祉に関するイベントではなく、市民が多数来場される産業フェスタにおいて、福祉に関する啓発ができることは、福祉のことをよく知らない、関心がない方に対してPRできるよい機会となりました。令和５年度は福祉事業所にも御協力いただいています。産業フェスタでの福祉の意識向上に向けた取組は継続して行えるよう調整していく予定ですが、「地域福祉に関する学習機会の提供」についての取組は、行政だけではなく、市内の社会福祉法人や福祉団体の協力を得ながら進めていきたいと考えています。 整理番号２ 令和４年度にがんばる地域応援補助金の採択が決定された４事業は、子どもたちの心を育む国際交流活動、０～３歳を子育て中のママを元気にしよう、市民農園の環境整備、子どもの居場所の整備です。こちらは今後３年間にわたり、年１０万円、計３０万円の補助金を交付し、団体の活動に役立ててもらいます。 整理番号４からの防災活動等の推進では、災害時の連携強化として、福祉避難所と指定される福祉サービス事業所の増加を目指しています。令和４年度はNPO法人いきもの語りと協定を結び、現在５団体と協定を結んで、７事業所で受け入れができるようになっていました。ただ、今年の元日にあった能登の震災では、震災の規模にもよるとは思われますが、福祉避難所の協定が締結されていたにも関わらず、その避難所が開設できなかったという報道を耳にしました。今後、本市においても、福祉避難所の協定を締結している団体と担当課での意見交換等を計画して意思統一を図り、また、整理番号６にあるように、令和４年度には行えなかった共同での防災訓練等シミュレーションを実施することで具体的な課題の洗い出しを行っていきよう、担当課と共に進めたいと考えます。 整理番号５災害時に配慮が必要な人の個別計画作成については、避難時に支援を必要とする市民の情報が、地域の中で共有できず、自主防災会に作成を依頼している「個別支援計画」の作成数は、令和５年６月１日現在の名簿登録者は３８９人で、うち９５人が個別避難計画作成済みとなっており、２４．４％と伸び悩んでいます。令和５年度には、自主防災会の方を対象に、専門の講師を招いて説明会を開催し、個別支援計画の意義や作成方法を学ぶ機会を設けました。次年度はこの説明会のフォローアップを予定しており、今後も作成割合の増加に向けて取り組んでいきます。

整理番号7からのボランティア・NPO等の活動促進について、市民活動を行う団体は、コロナ禍であっても現状維持でした。一方で、ボランティアについては、団体数は増加しましたが、登録者数が大幅に減少しています。社会福祉協議会に確認したところ、多数のボランティアを抱えていた2つの団体が登録を解除したようで、約500人減少しています。コロナ禍においてボランティア活動の機会が減少しているからなのか要因は定かではありませんが、今後も市民が関心を持てるように、市民活動センターやボランティアセンターの啓発を進めていきます。

次に、基本目標2 誰もが必要な福祉サービスを利用できる体制づくりです。

3ページ、4ページ、5ページとなります。

ここでは、子育て世代、障がいのある人、高齢者の各分野の相談支援窓口の充実、地域における支援ネットワークの形成、就労支援体制について、どのように取り組んでいくかを記載しています。どの取組も、当初の目標通り継続して実施できていると自己評価しています。

整理番号10、子育て世代包括支援センターの設置については、妊娠期から安心して産み育てることのできる、切れ目のない支援環境を整備しています。児童福祉法の改正により、母子保健を担当する子育て世代包括支援センターと、児童福祉を担当する子ども家庭総合支援拠点を一体化した「こども家庭センター」を設置することとなり、本市では市役所2階に設置して、一体的な相談支援を行っています。高齢者の相談窓口となっている地域包括支援センターについては、令和2年度時点ではきたよし、なかよし、みなよしの3か所でしたが、令和4年度におかよしにも設置し、4つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置することができました。このことにより、目標値を達成することができたため、事業完了としています。

整理番号14からは、地域における福祉ネットワークの形成としては、地域が持つ力と専門的な支援等が協働できるよう、地域住民の参加による福祉のネットワークづくりを促進していく必要があります。保健、障がい、高齢分野では支援者側の連携を強化するために、自立支援協議会や地域ケア会議など、数多く開催していますが、現状では地域住民の参加はまだ十分ではありません。今後は地域住民同士が地域課題を共有することの紡機付けや関心・意識の向上を図る必要があります。

整理番号17からは、様々な世代の方を対象とした「働くこと」への支援としても、専門の相談窓口を設けたり、事業を実施したりすることで支援の充実に努めています。

整理番号18の支援件数が大幅に増加しているのは、就労支援事業や障がい者自立支援協議会就労支援部会の取組により、就職できる障がいのある方が徐々に増えており、その方たちの定着支援も合わせて増えていることもあり、令和6年度も強化する方向で予算を確保しています。

整理番号19はシルバー人材センターの登録者数で、令和4年度末は登録者数が397人と、こちらも増加しています。

整理番号の20と21、生活困窮者への支援については、暮らし・はたらく相談センターで生活困窮者自立相談支援事業と、就労準備支援事業を市内の法人に委託して実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響もあって相談、支援件数も大幅に増加しています。また、令和3年度から、生活困窮世帯やひとり親世帯などのこどもを対象に学習意欲の向上等を目的とした学習支援事業も開始し、こどもの学習の場や機会を提供することができました。現在は三好上の1か所で実施しているのですが、登録者数も年々増加していますので、実施箇所の増加等も検討する必要があります。

整理番号の22、ひきこもりに対する支援体制については、令和4年4月から、家族の相談窓口や居場所を障がい者等サポートセンター内に整備しました。名称をシエルブルーとし、ひきこもりやその家族等関係者に加え、精神疾患を患っている方の相談にも対応しています。こちらも開所以降、相談件数や利用者数は右肩上が

	りで、相談や居場所としてのニーズが隠れていて、窓口等を設置したことで顕在化したのだと実感しています。 社会的に不安定な方への支援体制の整備はできつつあるので、あとは、個々の課題の解消に向けてよりよいサポートができるよう、行政、福祉事業所、場合によっては地域の方とも連携しながら対応していきます。 以上で、基本目標2までの説明を終わります。
浅野会長	ただ今の説明の件につきまして、何かご意見等ございましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。
小野田委員	整理番号6「防災訓練の実施」について、未着手になっていますが、これからの令和6年度以降の計画なのか、実施予定していたけれどもできなかったのか。 できなかったのであれば、その理由を教えてください。
事務局	今期の計画のうちに実施ということで掲げさせていただきましたが、令和3年度令和4年度につきましてはおそらくコロナが落ち着かなかったということで、実施に至らなかったものと考えております。 今年度につきましては障がい者自立支援協議会の取り組みの中で、医療的ケアが必要なお子さんの、災害が起こったときのシミュレーションを1件行っておりますので、そのあたりの取り組みをまた継続して行うということと、また福祉避難所と担当課の意見交換も今年度中に予定しておりますので、こういった防災訓練を共同で実施できないかということについても、今後検討を進めていきたいと考えております。
浅野会長	その検討会を主催するのは福祉課ですか。それとも防災安全課ですか。
事務局	主催は市になりますので、福祉課と防災安全課の担当者が参加します。 そして、福祉避難所の協定を結んでいるところに対して今、意見交換の日程調整の依頼をしているところです。
小野田委員	市の防災訓練に、市の福祉団体や事業所とか参加してもらうということは、やっていますか。
事務局	今現在は、市の防災訓練への参加について個別に福祉団体に依頼はしていないと思います。
浅野会長	避難所の中にも福祉避難スペースを作っているところはありますよね。 例えば学校の中の図書室を使ったりとか、一応分けたスペースを用意している。ただ、高齢者やこどもや障がい者等の実際にそのスペースを使う当事者の、意見を聞く機会がどれくらいあるかどうか。防災訓練の実施によって、当事者の声が入り入れられることがあります。まだ未実施ということですね。防災訓練の実施に向けて予算等を確保して、ぜひ進めていただきたいと思います。 ほかにございませんか。
翠委員	同じ防災のことですけれども、防災訓練の開催にあたって、みよし市民病院や地域のクリニックと連携した防災訓練の計画というのはされてますでしょうか。
事務局	現状ではそういった訓練の方は行われておりませんが、今回審議会でそういったご意見をいただいたということで、担当課の方にもお伝えをしていきたいと考えております。
翠委員	以前から担当課に対して、医師会から医療機関含めて防災訓練を実施して欲しいと再三依頼しているのですが全然行われる気配がないので、ぜひやって欲しいと思います。 なぜかという、能登半島の震災があったように、いつ震災が起こるかわからないので、早く1回計画して訓練をやるべきだと思うので、それを早く進めて欲しいです。 医師や医療の方は訓練に協力するっていう意思是示しているの、あとは市が計画して行うということが大事だと思うので、行って欲しいと思います。 また個別計画の作成率について22%ということですが、例えば神経難病の人

	で、人工呼吸器ついてる人などそういう人たちもいらっしゃる中で、これはいつ震災が起きるかわからないので完璧な計画ではなくても、とりあえず計画を立てることが大事だと思いますので、医療と連携して、個別計画の作成についても進めて欲しいと思います。
熊谷委員	福祉事業所の方との集まりで、福祉避難所を開所したいと相談をしたけれども、そのまま特に連絡がこないという法人の方がいらっしゃいましたが、何か基準とかそういうものがあるのでしょうか。審議会の資料の評価を見ると、福祉避難所の数が増えることがいいのかなと思いました。
事務局	基準については確認をしないとはっきり申し上げられませんが、協定を結ぶにあたっては、例えば資材の提供等が必要ということがあったり、防災の計画の中で、闇雲に増やしていくことが必ずしもいいことだとは限らないと思います。 ただ、今回の能登の地震でもそうですが、たくさん福祉避難所があったとしても使えないところがいっぱいあるようなので、数を増やしていきたいというのはそもそも論の中でありますが、急に数を増やす計画には今のところなっていないと思います。 ただ、福祉避難所の申請をしたいとおっしゃっているところに対して、早急に話を進めて欲しいと審議会の意見として伝えていきたいと思います。 ありがとうございます。
中村委員	今ちょうどお話に出た法人は、私の法人、昭徳会の安立荘と泰山寮です。 今回のような災害があると、特別養護老人ホームの関係の方それから泰山寮にいる自閉症の方は、おそらく、一般の避難所におられると周りに迷惑がかかってしまうという認識が一般的になってるので、私どもの法人昭徳会は、福祉避難所をやりますよ、と手を挙げております。 福祉避難所の数を増やしておかないと、万が一の時、本当に大変だと思います。今回昭徳会の職員が北陸の震災のお手伝いに行ってきましたけれども、特に特別養護老人ホームの方だと、一般の避難所に移れない方が多いのでベッドがないとか、医薬品がないとかいう状況の中で、できる限りのことはやりますと言うつもりはあります。 とにかくたくさんの方と協定を結んでおいて、1人でも多くの方を救えるという状態を作っておくことが大切だと思います。 今、整理番号4の進捗状況が「A」事業拡大の方向だとありましたので大人しくしておりましたが、私の法人のお話が出たので、少し補足させていただきました。
久野（知）委員	整理番号6の今後の考え方のところに「防災訓練の実施を検討します」と書かれているところについて、防災訓練のところはどうしても防災安全課が主体性を持ってやると思いますが、福祉の関係のことについては、福祉課が主体性を持ってやらないと困るんじゃないかと思います。 手を挙げている福祉事業所があるのなら、率先してそこへお願いしますという形で、やってしまえばそう難しい話じゃないと思います。 それと、役所が「検討します」と言うのは、「やらない」というふうにも聞こえます。防災安全課と話をして、少なくとも福祉団体関係については福祉課が主導権を握って、ちょうど能登の地震の話が出ていましたが、こういう時だからこそ効果があるので「新年度中に実施します」ぐらいの話にしたほうがいいと思います。
事務局	この「検討します」は、前向きな検討というふうに受けとめていただければと思います。 皆さんの意識も能登の地震で大分変わってきてますので、久野委員が言われるように防災訓練につきましては防災安全課の方が主体でやっておりまして、なかなか私どもの方が参画していくことがちょっと難しいところもあったんですけど、今回の能登の地震で、今も施設の入所者の方を、愛知県の方でも受け入れられてるということで大変な思いされてるということなので、こういった機会なのでぜひ、久野委員が言われるように、積極的にいきたいと思っていますので、よろしく願

	いします。
浅野会長	能登の災害があつて、その報道を聞いてると、東日本大震災の教訓が全然生かされてないということが言われていますで、確かにいい機会なので、見直しをする必要があると思います。 いろいろな福祉施設が、福祉避難所として指定されるということが盛んに進んでいる中で、やはり普段から障がい者を受け入れているところが福祉避難所になった方がよっぽどいいという声が上がっている中で、みよしは結構早くから手をつけていたり、だんだんそういうことが、全国的に起こり出しているところだと思います。 少し気になるのは、みよし市の避難所運営等のガイドラインを規定したものがあると思いますが、その中に福祉避難所としてどういうところを指定するかとか、指定したからには、市としてその避難所に対してどのような支援をするとか、災害時、全国から受けた支援物資をどこにどういう形で運んでいくとかについて、平時から決めておく必要があると思います。
事務局	福祉避難所のマニュアルというのは防災安全課が策定してるんですが、その中で福祉避難所の定義としまして、「福祉避難所とは高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等一般の避難所では生活が困難な要配慮者を対象に開設される避難所」と定義されています。 そちらの指定する施設の基準なんですけれども、原則として土砂災害警戒区域や浸水想定区域外に位置するということと、耐震耐火構造の建築物であること、あと対象とする避難者に適する物理的障壁の除去、バリアフリー化等がされていること、というこの3つの基準ですので、おそらく、市内の福祉施設であれば、この警戒区域かどうかについては個別に確認する必要があるかと思いますが、他の部分であれば、クリアされてるのかなと思いますので、具体的に調整を進めていきたいと思います。
渡邊委員	能登半島とこの地域では環境が違いますが、避難所がうまく利用できなかったところを少し分析しながら、みよし市としてどう対応するかということも考えていただきたいなと思います。 私はこの能登の地震で、どのようにどの程度参考になさったのか、市として、ここはポイントじゃないかと思われるところがあれば教えていただきたいなと思います。
事務局	みよし市から能登に職員を派遣しまして、避難所の運営や炊き出し、ボランティアの運営について、実際に職員が行って、経験をするようにしています。その経験した職員から感じたことや問題点等を聞きながら、防災の関係の方と協力してやっていくことになると思います。 報道で福祉の関係の方から聞く話としては、まずは命を守るために一時避難所という形で、みよしですと小学校、中学校の体育館になりますが、そこでとりあえずは命を守っていただく。 その後、一時避難所で生活していくことが難しい方は、体の調子や、精神の状態を考慮して福祉避難所というところに移る形が通例です。その移動がうまくいってるか、また福祉避難所を必要としている方を確認することが課題だと思うので、その辺の整備が必要だと思っています。
久野（文委員）	1ページの整理番号3「文化活動、生涯学習を推進する団体を支援します」とありますが、生涯学習課が、補助金を交付した行政区ということで、行政区が文化祭を主催している、三好丘と蒔生と福田と明知上とありますが、他の行政区からは申請がないのか、或いは必要ないと言ってるのか、こういう制度があるということを知らないのか、もし知らないのであれば、積極的にこういう制度があるということをお伝えしていくことが大事だと思いますが、どうでしょうか。
事務局	各行政区の方がこの補助金のことを認知しているかというところに関しては分かりかねますが、令和2年度現計画策定段階で20団体にもう補助してる実績があつて、これが仮に行政区だとしたら、25行政区のうち20行政区は申請したと考え

	られます。 また、この文化祭につきましてもおそらく令和4年度という時期的な問題もありまして実施したところもあればしてないところもあるのかなと思いますが、生涯学習推進課の方に、審議会で久野委員からいただいたようなご意見出たけれどもと確認した上で、もし周知されてないのであれば、周知するようにと伝えていきたいなと思います。
渡邊委員	2ページの整理番号9「ボランティア通信の発行回数」が4回と書いてありまして、そして目標値の達成に向けた今後の考え方のところに社協だより4回に変更ということなんですがこれは理由があるのでしょうか。 より市民に届くように…と書いてありますけども、ボランティア通信では届きにくかったのか、社協だよりの方が一般的に届けやすいのかというのを少し教えていただきたいです。 もう一つ、3ページの整理番号11「子育て総合支援センター総合相談窓口の設置」について、よくわからないので教えてください。わくわくルームとかびよちゃんルームとかあかちゃんルームは、6ヶ所の保育園でやってるということだと思えます。そのほかに「親子ルームを引き続き開所」というのはこの親子ルームはまた別にあるのでしょうか。 また、「講師による育児講座を開催し318組の参加があったとあります。これも各6ヶ所で行われたということなんですか。みよしには、育児講座、親子ルーム、わくわくルーム、びよちゃんルーム、あかちゃんルームというふうに、5つの教室があるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。 そして、参加の組数の集計方法についても教えてください。
事務局	整理番号9「ボランティア通信を廃止して社協だよりの方にボランティア情報を掲載した」というところの経緯につきまして申し訳ありませんが、確認ができておりません。 社協だよりは年4回発行されているもので、お便りとしては、もう認知度も高いものになっていると感じておりますので、その中にボランティア情報を掲載することで、ボランティアのための情報を広く周知に努めてくださっているんであろうというふうなことで理解しております。 合わせて整理番号11番のところの6ヶ所になるんですが、こちら子育て総合支援センターが5ヶ所と、子育てふれあい広場1ヶ所を合わせて6ヶ所となっています。 わくわくルームびよちゃんルーム等につきましては、たしか月に1回の開催ではなかったかと思えます。 あと講師による育児講座とあわせてわくわくルーム、びよちゃんルーム、あかちゃんルーム、親子ルームということでこういった5ヶ所の事業の中での参加実績の報告になります。 このわくわくルーム、びよちゃんルーム、あかちゃんルームのこれらを総称して、親子ルームと呼んでいると聞いています。
浅野会長	年齢ごとに教室を分けているということですね。
渡邊委員	定員はあるんでしょうか。
事務局	それぞれに定員はあると思います。
渡邊委員	アンケートは取ってらっしゃるんですか。 アンケートをとって様々な意見を聞くと、子どもの世界が保護者により近づきやすいと思います。
事務局	アンケートの実施をしているかどうか、あとはもししていないのであればそういったところから意見を拾えるのではないかというふうなところのご意見いただきましたことを、担当課の方に伝えた上で確認をしておきます。 ありがとうございます。
熊谷委員	整理番号8「ボランティアセンターの登録者数」について、先ほど事務局からの

	説明で、登録者数がマイナス５００人と伺いましたが、進捗状況をＢの事業維持とした根拠は何でしょうか。
事務局	ボランティア登録者をふやすための取り組み自体は進めていて、団体自体は、増加傾向にありますので、そういったことの取り組みを今後も続けていくということでＢという評価をしたものだと思っております。 ただ今回、１団体で４６４人いた団体が登録解除されたということと、もう一つ１００人超えの団体が登録解除されてしまったようです。解除した理由までは担当課も把握していないということでした。ある企業の団体だそうです。
熊谷委員	増加に向けて取り組んでいますという点で、Ｂという評価ということですね。
久野（知）委員	答弁はいりません。 基本目標の「地域住民等が共に助け合い、支え合う環境（関係）づくり」というところについて、地域福祉、住民福祉という、基本的なところをやっぱりきちっとやらないと駄目で、それは役所だけではかなり難しいと思います。 地域への働きかけをどうするかということが、一番問題だと思います。これは、福祉課、福祉部だけで解決することはとても無理な話だと思います。それぞれの出てる課題でも、それぞれの課がまとめたものが出てきたところで、答弁しろと言っても、福祉課（事務局）の人だけではそれは無理な話ですので、回答を作成した課の担当者が、１人ずつ出てきてそこで答弁すると、もっと、聞いた人も結構すっきりする部分があると思います。 福祉課だけではなく、総務課や協働推進課とかその辺のところで大きく捉えて、地域のあり方を考えていって欲しいと思います。
浅野会長	それでは、基本目標の３と４に移りたいと思います。 事務局の方よろしくをお願いします。
事務局	基本目標３です。５ページの下から７ページとなります。 地域福祉の活動に積極的に関わる担い手づくりという目標です。 こちらに掲げた項目も大部分が実施できていると、自己評価しています。学校での福祉に関する教育や、健康推進課が担当している、ヘルスパートナーや、ゲートキーパーなどを養成する講座は、コロナウイルスの感染状況をみながら、開催をすることができました。ヘルスパートナーは令和４年度末で延べ６６人、ゲートキーパーは令和４年度末までで１７６人が養成教室を受講しています。ただ、民生委員に対する研修は、コロナウイルス感染防止のため、集合型及び対面方式の研修を控えました。 整理番号３３、生涯学習講座の開催、受講者数については、計画策定段階では５５講座５１５人でしたが、令和４年度は２８講座、２４３人となっています。生涯学習推進課に確認したところ、令和２年当時は新型コロナウイルスの影響で開催を自粛し、令和３年度から徐々に再開し、令和３年度は１７講座１６６人が参加でした。令和３年度と比較すると、令和４年度は増加しています。コロナ禍前の状況に徐々に戻せるよう企画、開催を計画しているとのことでした。 全体的は評価としては、目標数値である、「福祉に関する課題については、地域住民が行政とともに協力し合って取り組むべきものだ」という意識付けは、まだ半ばであり、今後も福祉について学ぶことができる地域づくりを推進していきます。 最後に、基本目標４です。地域福祉の推進に向けた仕組みづくり。地域共生社会の基盤整備です。資料７ページから９ページとなります。 ここでは、複雑化する課題に対して、包括的に相談を受けて支援へつなげていく体制を整備し、難しいケースは、多職種が協働で支援にあたることを目標としています。 この計画期間中の取組として、整理場号３６でふくしの窓口のような包括的な相談窓口を日常生活圏域ごとに整備すること、整理番号３７でコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置することを新規で計画しています。現在はまだ整備等できていませんが、包括的な相談支援体制として、令和６年度にはおかよし地区をモデル

	に、包括支援センターと障がい者相談支援事業の一体的な窓口の整備を予定しています。コミュニティーソーシャルワーカーについては、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」のなかでコミュニティ・ソーシャルワーカーの育成を掲げており、こちらもおかよし地区に配置して、地域福祉の取組をより一層進められるよう、包括的な相談支援体制で活躍できるワーカーを配置していきたいと考えています。 以上の取組は、重層的支援体制整備事業として市の重点項目にも掲げられており、市内法人や地域の方々の協力を得ながら、モデル的に実施し、定期的に評価、検証しつつ体制を整備していく予定です。 この取組では、多職種の協働、連携の視点が欠かせませんので、多機関協働の取組も継続して実施していきます。 整理番号 39、認知症初期集中支援チームでの支援人数について、令和4年度は3人の方を支援しました。令和2年度の現状地と比較して減少している理由を担当に確認したところ、相談件数としては令和3年度と比較して若干増加していますが、認知症の疑いのある方に対する支援であり、各包括支援センターの体制や支援が充実してきていることもあって、そちらで対応することが増えていることも要因の一つであるようです。ただ、認知症が疑われる方に対し、初期に集中した支援を行うことも欠かせませんので、その動向を注視していきます。 整理番号 41 から、市民やボランティア団体など、地域福祉の担い手が集まって活動することができる場所の活動場所マップの作成が目標となっていますが、まだ検討段階で成果は達成できていません。 今後、単独ではなく、包括的な相談支援を考えていく中で、福祉に関わって活動したい人の活動をしやすくすることに加え、活動場所の増加についても合わせて検討していきたいと考えています。 最後に、本市では、成年後見制度利用促進計画と再犯防止計画についても、地域福祉計画に含め、その方向性を示しています。 成年後見制度利用促進計画では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。 整理番号 43 から 46 までは、主に令和2年度に設置した成年後見支援センターでの実績となっています。成年後見支援センターは、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会に事業委託して実施しており、市の福祉総合相談センターと合わせて市の成年後見支援ネットワークの中核機関として位置づけ、成年後見に関する取組を推進しています。課題としては成年後見人のなり手不足が課題となっており、この課題を解消すべく、令和6年度からはみよし市社会福祉協議会で法人後見を行うよう準備を進めてくれています。法人後見の対象は、法律家等の成年後見人が選任されにくい方となっており、誰でも受けるわけではありませんが、課題解消に向けた一歩として、関係者も期待しています。 再犯防止に向けた取組としては、国の再犯防止推進計画を踏まえて、地域住民が安心して暮らせる社会の実現を目指しています。再犯防止については非常に大きなテーマであり、国の機関である名古屋刑務所や愛知県との協調も欠かせません。整理番号 47 以降は、市としてできることから始めようと記載していることとなります。今後も保護司会、更生保護女性会などの協力を得ながら、取り組みを継続していきます。 以上、50項目の取り組みについて、多くは実施できていますが、この計画は令和8年度までで、あと3年間あります。達成できていないことは、担当課とも協議の上で実施できるようにし、また現在実施できていることも、現状と課題の確認を怠らず検証を行い、よりよい取り組みにしていけるよう、担当課と共に考えていきたいと思っております。 以上で、事務局からの報告を終わります。
浅野会長	ただ今の説明の件につきまして、何かご意見等ございましたら、挙手のうえ発言

	をお願いします。
翠委員	認知症サポーターの養成講座を行っているのはよく知っていますが、そのサポーターの今後の活躍の場所の検討はされているのでしょうか。
事務局	サポーターとして学校や地域の方向けに養成講座を開催しておりますが、その主な目的はまず認知症についての理解を深めることになります。 今のところはサポーターの活躍の場所の検討はされていませんが、今後、たくさんの方が認知症サポーターになっていって、その方たちが自発的にこういったことをやりたいということがあればその支援はしていきたいと思っています。
翠委員	例えば認知症カフェとか、そういうところでボランティアできるかとか、そういうことがあるとよりいいかと思います。
浅野会長	7ページの整理番号37に記載のある「コミュニティ・ソーシャルワーカー」と、民生委員との違いについて教えてください。
事務局	コミュニティ・ソーシャルワーカーについては、専門の県の研修を受けた職員が社会福祉協議会におりますので、その職員に担当していただく予定で進めております。
浅野会長	なり手不足の民生委員をカバーするために配置するのでしょうか。
事務局	いいえ。 コミュニティ・ソーシャルワーカーにつきましては、民生児童委員の行える業務とはまた別です。 個別の相談に対応する中で、各専門の相談窓口っていうのは、障がいのある方、高齢者、子育て世帯等は決まってるんですけどもやっぱりどうしてもその専門の窓口で対応しきれない方が、みよしにも多数いらっしゃいますので、そういった方のところにまず一旦は相談を受けにアウトリーチして相談を聞きに行って、その方達をしかるべきところに相談をつないでいって、かつ地域づくりもやっていくというふうなことの事業を一体化したものが、重層的支援体制整備事業というものがあまして、それを担当する職員を市としてはコミュニティ・ソーシャルワーカーと呼んでいます。
浅野会長	民生児童委員との連携、連絡が非常に大事なような気がします。 他にございませんか。 では、本日の議題は以上で終了とします。

(2) その他

浅野会長	その他、事務局のほうから、何かありますか。
事務局	今後の審議会のスケジュールです。 次年度も審議会を1回開催し進捗についてのご意見をいただく予定となっておりますが、時期については年度の中盤を予定したいと考えています。 決まり次第、ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 以上です。
浅野会長	本日予定しておりました会議の内容は全て終了しました。 審議へのご協力ありがとうございました。 これにて本日の議長の職を降りたいと思います。 この後は事務局にお願いしたいと思います。

3 閉会

福祉部次長兼課長	本日は、貴重なご意見ちょうだいいたしまして、ありがとうございました。 いただきました意見を担当課、各所管の方にも伝え、よりよい福祉の事業が推進できるように努めて参りたいと思っております。 さて、長きに渡り、地域福祉計画の策定委員を務めていただいております、浅
----------	---

	野会長が今年度をもってご勇退されることになりました。 ここで浅野会長より一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。
浅野会長	あったかプランみよしの地域福祉計画づくりに長く携わってきました。 ただもう８０歳を超えましたので、公的な機関の委員会の委員長のようなものは遠慮しようと思いました。 ただ、みよし市との縁はなかなか切れないので、実際には障がい関係の方でまたお目にかかることがあるかもしれません。 長い間ありがとうございました。
福祉部次長兼課長	ここで、感謝の気持ちを込めまして事務局より花束をお送りさせていただきたいと思います。 浅野会長、長年に渡りましてありがとうございました。 以上をもちまして、令和５年度みよし市地域福祉計画審議会を閉会したいと思います。 それでは、閉会にあたり礼の交換をしたいと存じます。恐れ入りますがご起立をお願いします。 礼。 【一同、礼】 本日はありがとうございました。